

○柏市ラブホテル建築規制条例施行規則

昭和61年1月20日

規則第1号

改正 昭和62年3月31日規則第10号

平成元年1月21日規則第1号

平成元年4月1日規則第4号

平成4年12月1日規則第49号

平成13年3月30日規則第47号

平成28年3月29日規則第36号

令和2年6月26日規則第70号

〔注〕平成4年から改正経過を注記した。

（趣旨）

第1条 この規則は、柏市ラブホテル建築規制条例（昭和60年柏市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業）

第1条の2 条例第2条第1号に規定する規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に掲げる事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域の特性に適した都市の再開発を促進するため、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業の手法に準じて行う次に掲げる事業
 - ア 本市が定める市街地の段階的な整備に関する計画に基づいて実施される小規模な市街地の再開発の事業
 - イ 都市景観上重要である歴史的建築物等を積極的に有効活用し、機能面の向上及び一体的な整備を図りつつ、地域の特性を活かした個性豊かな都市の再開発を促進するために行う市街地の再開発の事業

（平13規則47・追加）

（増築）

第2条 ホテル等の建築が条例第2条第3号の規定による増築の場合において、条例第5

条第1項及び第6条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定するホテル等の審査を行うに当たっては、既存の部分を含めたホテル等の建築として審査するものとする。

（平4規則49・平13規則47・一部改正）

（標識）

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める標識は、ホテル等建築予定のお知らせとする。

（平4規則49・一部改正）

（図書の閲覧）

第4条 条例第4条第3項に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) ホテル等経営方針説明書（運営方法が記載された部分を除く。）
- (2) 客室平面詳細図
- (3) 立面図
- (4) 屋外広告物の立面図
- (5) フロント等周囲の鳥かん図
- (6) ホテル等建築概要書

2 条例第4条第3項の規定により閲覧させることができる図書（以下この条において「公開図書」という。）の閲覧場所は、ホテル等建築規制主管部署とする。

3 公開図書の閲覧日は柏市休日条例（平成元年柏市条例第3号）第2条第1項に規定する休日以外の日とし、その閲覧時間は午前9時から午後4時30分までとする。

4 公開図書を閲覧しようとする者は、公開図書閲覧申込書を提出して市長の承認を受けなければならない。

5 市長は、係員の指示に従わない者又は公開図書を汚損し、若しくは破損するおそれがある者に対して、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

（平4規則49・平13規則47・一部改正）

（申請書等）

第5条 条例第5条第2項前段に規定する規則で定める図書は別表に掲げるものとし、当該図書に明示すべき事項及び当該図書の提出部数は、当該図書の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとする。

2 条例第5条第2項前段の規定による申請は、ホテル等建築審査申請書によるものとする。

3 条例第6条第2項の規定による通知は、ホテル等建築審査結果通知書によるものとする。

(平13規則47・全改)

(変更申請書等)

第5条の2 条例第6条の2第2項前段(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める図書は別表に掲げる図書のうち変更が生じるものとし、当該図書に明示すべき事項及び当該図書の提出部数は、当該図書の区分に応じ、それぞれ同表に定めるとおりとする。

2 条例第6条の2第2項前段(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による申請は、ホテル等建築変更審査申請書によるものとする。

3 条例第6条の2第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、ホテル等建築変更審査結果通知書によるものとする。

(平13規則47・追加)

(名義届等)

第6条 条例第6条の3第1項の規定による届出は、ホテル等名義届によるものとする。

2 条例第6条の3第2項の規定による届出は、ホテル等名義変更届によるものとする。

(平13規則47・全改)

(完了届等)

第7条 条例第7条第1項の規定による届出は、ホテル等建築完了届によるものとする。

2 条例第7条第3項の規定による通知は、ホテル等完了検査結果通知書によるものとする。

(平4規則49・平13規則47・一部改正)

(建築届等)

第8条 第5条第1項の規定は、条例第8条第1項前段に規定する規則で定める図書並びに当該図書に明示すべき事項及び当該図書の提出部数について準用する。

2 条例第8条第1項前段の規定による届出は、ホテル等建築届によるものとする。

(平13規則47・全改)

(建築変更届等)

第8条の2 第5条の2第1項の規定は、条例第8条第2項前段（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める図書並びに当該図書に明示すべき事項及び当該図書の提出部数について準用する。

2 条例第8条第2項前段（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、ホテル等建築変更届によるものとする。

(平13規則47・追加)

(立入調査員証)

第9条 条例第10条第2項に規定する規則で定める証明書は、立入調査員証とする。

(平4規則49・平13規則47・一部改正)

(命令書)

第10条 条例第11条の規定による命令は、建築の中止を命じる場合にあっては建築中止命令書に、違反を是正するために必要な措置を取ることを命じる場合にあっては是正措置命令書によるものとする。

(平4規則49・平13規則47・一部改正)

(審議会の委員等)

第11条 条例第13条に規定する柏市ホテル等建築審議会（以下「審議会」という。）の委員は、学識経験者及び公共的団体から推薦された者のうちから委嘱する。

2 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平4規則49・平28規則36・一部改正)

(会議)

第12条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情

があると会長が認めるときは、委員に議事に係る意見を求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

- 5 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員に報告しなければならない。

(平4規則49・令2規則70・一部改正)

(関係人の出席等)

- 第13条 審議会は、審議のため必要があるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(平4規則49・一部改正)

第14条 削除

(平13規則47)

(補則)

- 第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年2月1日から施行する。

(審議会の招集等の特例)

- 2 第12条第1項の規定による委嘱後の最初の審議会の招集及び会長が選出されるまでの間における審議会の運営は、市長が行う。

附 則 (昭和62年規則第10号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第4号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第47号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第36号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第5条第1項、第5条の2第1項）

（平13規則47・全改）

	図書	明示すべき事項	提出部数	
			申請の 場合	届出の 場合
1	付近見取図（縮尺2,500分の1）	方位、道路及び目標となる地物	3	2
2	配置図（縮尺200分の1以上）	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、標識の設置位置、駐車場、人及び車の動線、屋外広告物の位置、敷地の接する道路の名称及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置状況	3	2
3	平面図（縮尺100分の1以上）	縮尺、間取り、各室の用途及び面積	3	2
4	ホテル等経営方針説明書	敷地の選定理由、企業等の概要、建築計画の経緯、運営方法及び施設概要	3	2
5	客室平面詳細図（縮尺50分の1以上）	縮尺、備品及び設備	3	2

6	立面図（縮尺100分の1以上）	縮尺，高さ並びに屋根及び外壁の色彩	3	2
7	屋外広告物の立面図（縮尺30分の1以上）	縮尺，寸法，形状，色彩，表示及び設置方法	3	2
8	フロント等周囲の鳥かん図	色彩	3	2
9	ホテル等建築概要書		1	1

備考

- 1 「申請の場合」とは，条例第5条第2項前段及び第6条の2第2項前段（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による申請をいう。
- 2 「届出の場合」とは，条例第8条第1項前段及び第2項前段（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出をいう。

